

## 触れ合う異世界の法、その歴史的文脈

— イベリア系世界の探求から<sup>1)</sup> —

川 畑 博 昭

### 1 法の多元性を求める従属の歴史

1956年に植民地支配から独立するスーダン共和国で、やがて最高裁判事となるハッサン・ムッダシル (Hassan Muddathir) が正式なメモランダムの中でムハマンドの予言を引用しながら述べたという次の一文に目を奪われた<sup>2)</sup> — 「人はみな櫛の歯のごとく平等である (The People are equal like the teeth of a comb)」。人が平等であることを「櫛の歯」に見立てる眼が妙味を醸す。それ以上に示唆的だと思われるのは、今では常識的に普遍的なものだと理解される平等について、“The People” と大文字で始まる「人びと」を強調することで、逆に、そうしなければならなかった複雑で多様なスーダンの人びとの歴史を照らし出しているかに読める点である。だからこそ、先ずは横並びの櫛の歯のような等しさが意味をもっていたのだろう。含蓄に富むこの表現は、異世界の文化が触れ合うとき、緩急伴いながら生じる「それまで」と「それから」の法や統治の変化と、それに付随して生じる支配と抵抗の変容を思わせる。いわば、歴史の継ぎ目を見定めようとする際に、立ち返るべき視点を示すかのようなのである。ムッダシル判事のこぼれを、「イスラーム

---

1) 副題の「イベリア系世界」について、一言しておきたい。かつてイベリア半島諸国の植民地であった中南米地域には、この地理的呼称のほかに、文化的側面に着目した「ラテンアメリカ」と、ここからフランス系植民地を除くことで、よりイベリア系の性格を強調する「イベロアメリカ」がある。本稿では、日本語での通用性から「ラテンアメリカ」と表記して叙述を進めるが、念頭においているのは、イベリア系の「アメリカ」だけでなく、治者の法が被治者に適用されていく歴史過程を重視する観点から、イベリア半島の諸国も含まれる。この点を示すために、本稿では、「イベリア系世界 (the Iberian World)」としている。19世紀初頭にナポレオンがイベリア半島に侵攻した際、自国兵へ櫓を飛ばすために放ったとされる「アフリカはピレネーに始まる (África empieza en los Pirineos)」の成句は、その俗性を超えて、近代法の範型のように見なされてきた「西欧」の内実と、それゆえのイベリア系世界の法史との距離を暗示する。

2) 米国カリフォルニア大学サンタ・クルス校の法学研究者マーク・ファシ・マスード (Mark Fathi Massoud) 氏が、2021年1月21日付の学術記事サイト *The Conversation* に掲載した論考記事 “Don’t Blame Sharia for Islamic Extremism – Blame Colonialism” のなかで紹介している。彼はこの史料を首都にあるハルツーム・スーダン図書館で発見したという。参照、<https://theconversation.com/dont-blame-sharia-for-islamic-extremism-blame-colonialism-109918> [2022年3月26日閲覧]。以下、同氏の見解はすべて、このURLに掲載されている論考記事によるものである。

なお、この記事の存在を教えてくれたのは、常に思考を刺戟する情報を共有してくれる大切な友人であり、シカゴ大学名誉教授のノーマ・フィールド氏である。変わらぬ優しさに満ちたその友情に、心からの謝意を記しておきたい。

過激主義をシャリーアのせいにはしてはならない——植民地主義をこそ責めよ」(“Don’t Blame Sharia for Islamic Extremism – Blame Colonialism”)と題する刺激的な論考で紹介したスーダン出自の米国の法学研究者マーク・ファシ・マスードは、独立後の国家法整備において、イスラーム法シャリーアではなく、植民地支配の法であった英米法(コモン・ロー)を維持する選択をしたスーダンや他のイスラーム系の民主国家(Islamic Democratic State)としての可能性を論じる。もとよりそれは、植民地主義が正当だからではなく、植民地主義が支配の後に何を産み落とすかに対する痛烈な批判である。そして彼は、本稿の主題でもあるラテンアメリカにも言及しながら、「スペイン人征服者たちによって強いられたカトリックの教義が、中絶、離婚、同性愛者の権利を制限する数々の法を下支えしているのだ」と断じている。征服者たちが「新」大陸に持ち込んだ「新たな」価値が、必要な変容を遂げつつもかたちを残し *mutatis mutandis*、現在のラテンアメリカ諸国をかたちづくっているとすれば、彼が副題に込めた“Blame Colonialism”の警句には、褪せることのない歴史的意味がある。

植民地支配としての Colonialism が1つの「主義」である以上、それは常に厳しい批判にさらされるべき人間の所業である。ただ、その歴史的な文脈をつかみ出し、人が人を支配する現代的な形態の認識へとつなげるためには、文化を異にする世界間の支配と被支配の関係性の複雑さに付き合う思考も求められる。少なくともラテンアメリカ諸国で見られる最近の政治社会の状況は、マスード氏の批判を相対化するかのようでもある。いったんはクーデタまがいの政変によって追放された社会主義を標榜するボリビアの先住民系出身をもつ大統領の選出、女性の中絶の権利を保障する法制化に成功したアルゼンチン、ペルーにおける非白人層の左派政権の誕生、そして社会主義政権を生み出した経験をもつチリにおいて、経済格差の是正のための憲法制定を求める学生運動が生んだ左派系大統領の当選である。ラテンアメリカ地域は近代が生み出した植民地主義の嚆矢でもあるが、その過程は、イベリア半島の諸国が大航海の過程でアフリカ大陸を巻き込む重層的な支配であった。

そうした歴史的な文脈を抱えながら、ラテンアメリカ地域はアフリカ大陸よりも1世紀以上早く独立を達成するが、独立の時期以上に、植民地支配と独立後の国家形成の過程において、両者は異なるだろう。ラテンアメリカの場合、18世紀には凋落傾向にあったポルトガルやスペインに代わり、次第に列強化する欧米からの干渉の脅威に対し、独立を維持する強度の国家主権とそれを担保する集権的な国法体系——いわゆる法の一元主義(monismo jurídico)<sup>3)</sup>——を確立する現実的必要性があった。300年にわたる植民地支配を経ていたとはいえ、ラテンアメリカの独立は、「遅れてきた者」たる植民地支配者たちの宗主国からの独立であった。その独立国家内部では、それ以前からこの地で生を営んでいた人びとを疎外し、あるいは人種や民族が混交する過程を経て、1つの“People”を創り出すことが課題とされた。植民地支配を脱したのちの近代の主権国家とし

---

3) Fernando Garcia S., “Los retos del pluralismo jurídico”, *Revista de Ciencias Sociales*, Num. 31, Quito, 2008, p. 11. ([https://www.researchgate.net/publication/26539653\\_Los\\_retos\\_del\\_pluralismo\\_juridico](https://www.researchgate.net/publication/26539653_Los_retos_del_pluralismo_juridico)より閲覧可能 [2022年3月30日確認])。

ての独立こそ、法の多元主義が向けられる法の一元主義の歴史的発生源となるのである<sup>4)</sup>。

## 2 ラテンアメリカにおける異法の接触と力学

法多元主義の議論が法人類学から問題提起された近代への異議申し立てを含意したものであることは、よく知られている。ただ、近年の日本におけるラテンアメリカの歴史研究は、植民地支配の結果もたらされる近代国家の形成過程について、治者と被治者の関係が一筋縄ではいかなかった実相を教えてくれる。この点で、斎藤晃編著『宣教と適応 グローバル・ミッションの近世』が目を引く。全体を通して、大航海時代以降のアジアやラテンアメリカにおける植民地主義の一翼を「魂の救済」を標榜しながら担った宣教者たちの現地での格闘と葛藤を描いているからである。なかでも、網野徹哉氏による「適応に抗した宣教者たち——アルバレスとデ・ラ・クルスの場合」は、なぜ植民者たちとともに大西洋を渡った宣教者たちが現地文化への「適応」を拒み苦悩したのかを、唯々諾々と改宗し征服者の軍門に下っただけではない先住の人びとの抵抗の事実を史料から描き上げ、それを「先住民社会とのあいだにほどよい距離」と表現した<sup>5)</sup>。

「イベリア世界」と中南米の「新大陸世界」が触れた先にあったのは、後者に前者の最高支配者の化身たる副王を置く間接統治による植民地支配の歴史であったが、これ自体、法の次元では、それ以前の時期において、現地の人びとや共同体社会を律していた規範に対して、宗主国からの法を導入し適用することで、次第に前者に後者が取って代わっていく過程であった。ただし、法整備の観点からの一定の留保が必要である。というのも、植民地支配の法の実態としては、スペインが集権的な統一国家として国内に通用する普遍的な法体系を具備して植民地支配に乗り出したのではなく、この時期はいくつかの王国が割拠していた中世スペインが、1469年にカスティージャ王国のイサベル1世とアラゴン王国のフェルナンド2世が婚姻を取り結び、「カトリック両王」として国内の統一と法典編さん事業に着手しようとしていた時期でもあったからである<sup>6)</sup>。さらにいえば、なかなか安定しない統一国家の帰結としての海外進出の意味も込められていた。したがって、ラテンアメリカにおける植民地支配を宗主国との関係で理解しようとするれば、「宗主国イベリア半島」と「中南米植民地」における近代主権国家の建設は、同時並行的に進んでいた点

---

4) 法の多元主義を主張する際に、こうした歴史認識を踏まえているものとして、次を参照。Eduardo Díaz Ocampo, “El Pluralismo Jurídico en América Latina. Principales posiciones teórico-prácticas. Reconocimiento legislativo”, *Revista de la Facultad de Derecho de México*, Tomo LXVIII, Número 271, 2018, en particular, pp. 365-366. ([https://www.researchgate.net/publication/327325936\\_El\\_Pluralismo\\_Juridico\\_en\\_America\\_Latina\\_Principales\\_Posiciones\\_Teorico-Practicas\\_Reconocimiento\\_Legislativo](https://www.researchgate.net/publication/327325936_El_Pluralismo_Juridico_en_America_Latina_Principales_Posiciones_Teorico-Practicas_Reconocimiento_Legislativo) より閲覧可能 [2022年3月29日確認])。

5) 網野徹哉「適応に抗した宣教者たち——アルバレスとデ・ラ・クルスの場合」斎藤晃編著『宣教と適応 グローバル・ミッションの近世』（名古屋大学出版会、2020年）、391～423頁。

6) 現在もなお、折に触れて報じられるカタルーニャ地方の独立をめぐる動きは、この1492年のカトリック両王時の婚姻が不当であったとの歴史認識に基づいている。この時期のスペイン法を概観するものとして、山田信彦『スペイン法の歴史』（彩流社、1992年）、特に172頁以下を参照。

が重要である。例えば、かつてのインカ帝国の版図を成すアンデス地域において、スペインのカスティーリャ王国で13世紀に編さんされた「七部法典（シエテ・パルティダス、Las Siete Partidas）」や「インディアス諸法（Las Leyes de las Indias）」が植民地において適用されていく過程では<sup>7)</sup>、インカ帝国支配以前から存在していた統治形態であるアイユ（Ayllu）をはじめ、現地で有効であった多くの慣習的規範が共存する法の多元性が存在していた。それはまるで、ローマ法を受容し、西ゴートの支配を経たのち、8世紀にわたるイスラーム法に影響されてカスティーリャ法を確立するスペイン法史の展開と、時代を隔てて軌を一にするかのようでもある<sup>8)</sup>。異世界の接触とは、文化の相違が遭遇する場と瞬間であり、法の次元では、力関係によっては現地の法を排除する異法の移植であり受容の過程でもある。この意味において、法の多元性は植民地支配の属性でもあり、法の多元性が1つの「主義」として価値的に提起される場合、そうしなければならない彼の地の歴史、政治、そして社会が生み出してきた文脈にこそ、目が向けられなければならない。

### 3 近代国家に消された先住民——ペルーの事例から

#### (1) ラテンアメリカにおける法多元主義の展開

植民地支配がイベリア系アメリカ諸国の法多元主義の歴史的条件とはいえ、人為的に画定された国境によって生み出された中南米の国々の民族や人種の構成には大きな違いと特徴が見られるだけに、法の多元性を語る前提は一様ではない。この地域で法に多元性を認めようとする場合、その担い手として真っ先に浮上するのをもまた、植民地支配以前からこの地に先住していた人びとである。日本語では「先住民」の呼称が人口に膾炙しているが、もともとはインディオと呼ばれ、その蔑称的意味合いゆえに、今日のスペイン語圏ではインディヘナ（indígena）の名称によって、この出自をもつ人びとの集合体を指すようになってきている<sup>9)</sup>。

この点で、近年、先住民文化の擁護を国家政策の基本に据えてきたことで知られるボリビアやエクアドルが注目される。ボリビアの場合は2009年7月に新憲法を制定し、国家の性格を「多国

---

7) ラテンアメリカにおける法の観点から、スペイン法の史的展開を比較的詳細に描くものとして、中川和彦『ラテンアメリカ法の基盤』（千倉書房、2000年）がある。

8) この点に関する法史学の研究として、ペルー史の碩学ホルヘ・バサドレ（Jorge Basadre, 1903～1980）が残したペルー法史の次の文献は必須である。Jorge Basadre, *Historia del Derecho Peruano*, Tomo I y Tomo II (2ª Edición), Editorial San Marcos, Lima, 1997、特に第1巻（Tomo I）の第2部が「前スペイン期」に、第3部が「スペイン征服時代以後のペルー法の展開」に充てられている（57～309頁）。

9) 先住民インディヘナの積極的な承認と政治社会活動における主体性を掲げる思想運動であるインディヘニスモ（indigenismo）も、中南米の歴史を強く特徴づける1つの要素である。通常、20世紀前半をその開花期と見なすことが多いが、1522年にスペイン植民者たちのインディオ弾圧を世に問うたバルトロメ・デ・ラス・カサスの『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（Bartolomé de Las Casas, *Brevisima relación de la destrucción de Las Indias*）をインディヘニスモの系譜に位置づけることは可能だろう。近年、メキシコでインディヘナ概念をしなやかに捉え直すことによって、その主体性を蘇生させようとする動きを丹念に描いた、山越英嗣『21世紀のメキシコ革命 オアハカのストリートアーティストがつむぐ物語歌』（春風社、2020年）は興味深い。

民国家 (Estado Plurinacional)」と再定義した。訳語の困難さはあるが、ここで注目してよいのは、先住民との関係での国家の性格を「多民族 (pluriétnico)」ではなく、複数の「国民 (nación)」の存在を想定する「多国民」としている点である<sup>10)</sup>。先住民は「民族」として認知される前に、1つの「国家」をも形成する主体として位置づけられている点が重要である。これに対して、エクアドルは2008年の憲法で、国家の構成原理を、法と正義や社会的かつ民主的な性格に加え、主権を有する独立した一体的な性格と世俗的な面のほか、「異文化 (intercultural)」と「多国民的 (plurinacional)」な性格に見出す (1条)。エクアドル憲法は、インディヘナ共同体に固有の裁判管轄権も付与している (171条)。いずれも、実定憲法上、インディヘナの存在を積極的に承認し、そのために可能な限り国家権力の編成に工夫を凝らす。ただしここでは、これらの国々と同様にアンデス諸国を構成し先住民国家としての実態も強く残しながら、両国とは大きく異なる憲法上の処遇を先住民に与えているペルーに着目してみたい。

## (2) 「法的存在 (existencia legal)」としての承認 — 憲法と先住民共同体

現行の1993年ペルー共和国憲法は、やがて大統領みずから引き起こした「自主クーデタ (autogolpe/self-coup)」と呼ばれた強権措置の産物であっただけに、制定以来、常にその正統性が問われてきた<sup>11)</sup>。ところが、憲法と先住民との関係性として見れば、ペルー共和国憲法史においては前例のない規定が置かれた。それは、先住民共同体内の統治機関に対し慣習法を適用する裁判管轄権を付与したことである。

その前に、現行憲法において、先住民がどのように定義づけられているのかを確認しておきたい。89条がそれを規定する。

89条 農民共同体及び土着民共同体は法的な存在であり、法人格を有する。

これらの共同体は、法律が定める範囲において、構成、共同体内労働、彼らに属する土地の利用と自由な処分、さらには経済及び行政に関わる事項において、自治的な組織である。彼らに属する土地の所有権は不可侵であるものの、前条に規定する土地放棄の場合には、この限りではない。

国家は農民共同体及び土着民共同体の文化的な自己同一意識を尊重する。

この規定の名宛人である共同体に着目すると、「農民 (Campesinas)」と「土着民 (Nativas)」となっている。こうした名称は、現行憲法の前年の1979年憲法から取り入れられたもので、その前

---

10) この用語法はスペイン語特有のものではなく、例えばアメリカやカナダ、オーストラリアなどの英語圏では見られる表現である。そこでは、通常、部族単位の先住民を Nation として、主権 (sovereignty) が認められる主体と位置づけられる。

11) この点については、川畑博昭『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義 — ペルーにおけるその限界と可能性』(日本評論社、2013年)、同「ペルー共和制史にとっての『立憲主義』の位相 — 『統治』と『経済』からの抗い」京都民科歴史部会編『新しい歴史学のために』、No.285 (2014年)、52~66頁を参照されたい。

の1933年憲法では「インディヘナ (indigena)」と規定されていた (同207条～212条)。1979年憲法からの呼称の変更は、ペルーの自然地理的環境の実態を反映しているともいえる。海岸部 (costa)、山岳部 (sierra)、アマゾン地帯 (selva) の3つの特徴に区分されるペルーにおいて、先住民が共同体として集住する地域は、主として山岳部とアマゾン地帯であり、前者においては大部分が農業に従事しているのに対して、後者においては、いまなお国家に承認されない共同体も存在する<sup>12)</sup>。国家が土地登記を通じて先住民族を承認することの是非をめぐっては<sup>13)</sup>、憲法解釈論上の議論があるが、これは登記のための先住民共同体をつくり出すための行為ではなく、本規定によって先住民の存在が法的に承認されている以上、先住民共同体の存在を確認する行政行為に過ぎないと説明が一般的であるように思われる<sup>14)</sup>。

いずれにせよ、1821年の独立以降、19世紀を通じて、大統領令や民法規定によって「インディオ」への尊重や彼らの土地所有者としての資格が承認されるものの、当時の自由主義の風潮のなかで彼らの土地は常に、自由な譲渡や売却の対象とされることで、1920年憲法による保障が規定されるまで、先住民共同体は「法の生活空間 (vida legal)」から排除され続けてきたのである。

### (3) 先住民共同体の慣習法と裁判管轄権

以後、現在に至るまで、先住民共同体は法的存在として憲法上保障されているが、現行憲法はさらに一歩踏み込んで、農民と土着の人びとに固有の慣習法による裁判権を認めた。それが149条の規定である。国家機関の編成を定める「第5部 国家構造」の「第8章 司法権」に置かれている。このことは、ペルーにおける法多元主義の契機が、司法の場面において切り拓かれたことを意味しており、149条は次のように規定している。

---

12) ペルーには今なお国家に承認されず、公式の地図にも現れない先住民共同体が存在し、それゆえ国家権力による保護が及ばないがゆえに、違法行為を重ねる組織からの脅迫の危険性にさらされている。この事実を、「抵抗しつづける共同体——ペルーアマゾン地帯における違法性と暴力に取り囲まれて (Comunidades en resistencia: acorraladas por la ilegalidad y la violencia en la Amazonía peruana)」と題する記事で明らかにした最近の報道として、次を参照 (<https://es.mongabay.com/2021/09/comunidades-acorraladas-por-ilegalidad-violencia-peru/> [2022年3月29日確認])。

なお、ペルー現地での生活実感からしても、先住民の人びとを「インディヘナ」と呼ぶ場面に接することはほとんどないといってよい。首都リマからの目線になるが、日常的には、「地方の人びと (provincianos)」や「田舎の人びと (paisanos)」と表現することが多く、「地方/田舎」とは、農民や先住民の人びとが暮らす山岳地やアマゾン地帯であることをほめかしている。それはまるで、蔑称の含意を取り払うために使用されるようになったはずの「インディヘナ」の呼称さえ、先住民の人びとを自分たちとは異なる存在として蔑視していると、誤解されることを回避するかのようでもある。

13) 1933年憲法208条は、先住民共同体の土地所有権を完全に保障するために、法律によって、必要な土地登記手続きが定められるべき旨規定していた。

14) Marcial Rubio Correa, *Estudio de la Constitución Política de 1993*, Tomo 5, Pontificia de la Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1999, pp.199-200. これに対して、Enrique Chirinos Soto, *Constitución de 1993 Lectura y Comentario*, cuarta Edición corregida y aumentada, Editora Jurídica Grijley E.I.R.L., Lima, 1997, pp.147-148によれば、著者のチリノス・ソトは1979年憲法定制議会議員として、先住民共同体の土地登記制度に真っ向から反対の立場を表明した (同147～148頁)。

149条 農民共同体及び土着民共同体の統治機関は、人の基本的権利を侵害しない限り、常に農民自警パトロール団の支援を得て、自分たちの土地の範囲内において、慣習法に従って裁判権を行使することができる。法律は、この特別裁判管轄権と治安裁判所及びその他の司法機関とが調和する形態を定める。

この規定によって、法の適用を排他的に担う通常の司法権の一部の作用が、先住民共同体に与えられたことになった。これに対する憲法研究者の議論もまた、賛否が明確に分かれる。否定的な見解はその根拠を、ペルーが「法治主義と成文法の系譜を引くラテン系」の国である点に求め、慣習は農法、漁法、商法など、一定の慣行が規範性をもちえる領域に限るべきであって、あくまで成文法を補完するものに過ぎないとの立場であった。それゆえ、この立場から、本規定は「斬新」ではあるが、「複雑」で「懸念を禁じ得ない (inquietante)」ものと評価された。ただし、最終的には法律によって「調和」が図られる点を以て、成文法優位の法体系が確保されている点を「幸いにも」と述べていた<sup>15)</sup>。

これに対して、本規定を積極的に評価する論者は、この規定が国際労働機関 (ILO) 第169号条約に基づく国際的な背景を有するものであることを指摘し、ペルーにおける法多元主義の必要性を説く。ここで認められている特別な裁判管轄権は、あくまでも当該共同体の土地の範囲のことであり、とりわけ、いまなお国家から正式に承認されていないアマゾン地帯の先住民共同体にとっては<sup>16)</sup>、格別な意味をもつことを強調する。それは何より、慣習法には、当該先住民共同体の世界観が具現化されたもの (materializaciones) が含まれており、文化的権利の承認につながるからであるという<sup>17)</sup>。

憲法解釈論上は法源との関りで慣習法に焦点が当てられがちな149条には、「農民自警パトロール団 (Rondas Campesinas)」という、もう1つ重要な要素が含まれている<sup>18)</sup>。この制度の沿革は1970年代末にまでさかのぼるが、元々は地方の農民たちが、自分たちの作物に対して頻発する窃盗から自衛する目的で結成されたものであった。そのことは裏から見れば、そこには国家権力が及ばない空白状態が生じていたことを意味する。実際、1993年憲法制定の契機となった当時のフジモリ政権下では、1980年代に活発化した極左テロ組織が地方を制圧するほどの勢力を得ており、その影響力は首都に迫りつつあった。絶えることのない日々の車両爆弾による破壊行為が、そのことを物語っていた。そうしたなかでフジモリ政権は、この農民自警パトロール団に武器を付与

15) 以上については、Enrique Chirinos Soto, *op. cit.*, pp. 333-334を参照。

16) 川畑博昭「ペルー社会の『憲法化』と憲法裁判の可能性——21世紀ラテンアメリカの憲法状況を見定めるための一つの傾向」辻村みよ子責任編集『憲法研究』2号 (2008年)、121~133頁は、アマゾン地域における先住民の抵抗運動に基づく憲法裁判の事例を扱っている。

17) こうした立場からの憲法解釈を体系的に示すのは、Marcial Rubio Correa, *op. cit.*, pp. 197-223である。

18) この点に関わって、法と政治の多元主義をペルー北部のカハマルカ (Cajamarca) 地方の農民自警パトロール団の事例から論じた、Emmanuel Picoli, “El pluralismo jurídico y político en Perú: el caso de las Rondas Campesinas de Cajamarca”, *Revista de Ciencias Sociales*, Núm. 31, Quito, 2008, pp. 22-41 (<https://www.redalyc.org/pdf/509/50903103.pdf> [2022年3月29日確認]) は貴重な研究である。

し、重要な治安維持機能をもたせることによって、テロ組織の威力を封じ込めようとしていたのである。こうした政治社会状況が背景として存在していなかったとすれば、1993年憲法において「農民自警パトロール団の支援」への言及がなされたかは疑わしい。この規定がペルーにおける法多元主義の一つの現れであるとしても、以上の点を斟酌すれば、国家法の範囲内での多元性の容認と理解するのが現実に即しているはずである。

#### 4 法多元主義と民主主義——ラテンアメリカの文脈

ラテンアメリカにおける法多元主義は、今後もその動向を注視し続ける必要があり、断定的な結論を引き出すには、あまりにも長い間、法の一元主義の伝統が形成されてきた。歴史をさかのぼれば、植民地支配と結びつく法の導入は、多かれ少なかれ支配の契機を含むのであり、遅かれ早かれ法の多元性は失われていくことになる。

ラテンアメリカでは2000年代になって法多元主義の議論が活発になってきたが、背景には、世界のグローバル化によって加速された多国籍企業の活動がある。資本が容易に越境することができるようになったことで、利潤追求の活動はそれまで到達困難であった土地への接続をもたらしたからである。この動きは速度に変化を伴いながらも、いまなお継続し、多岐に及ぶ問題を生み出し、課題を積み上げていく。

国民国家を前提とし、その中で文化の多元性を追求しようとする場合、ペルーのように、国家法の範囲内での慣習法の適用は不可避の形態となるだろう。考えるべきは、この場合の国家法と慣習法の相互作用である。「ガス抜き」としての慣習法の容認であれば、もはや多元主義とはいえないだろう。逆に、国家法に肯定的な作用を及ぼす可能性をもつのが慣習法だとすれば、国家法にとっての多元主義の意味は小さくない。そのことは、結局、法と権力を民主化する契機をもたらすことになるからである。換言すれば、「支配の手段としての法」ではなく、「抵抗の武器としての法」の意味を獲得する可能性が出てくる。

ロシアがウクライナに攻め入る数日前の2022年2月21日、ウクライナ情勢に関する国連安保理の緊急会合で、ケニア共和国のマーティン・キマニ国連大使がおこなった演説は、「死滅したはずの帝国の残り火 (embers of dead empires)」から——とりわけ植民地支配の歴史を刻んだ我々は——目をそらしてはならないことを銘記させる点で、何度も参照されてよい意味合いが込められていた。それに続けて、キマニ大使は、帝国の終焉と人為的国境画定によって生まれたアフリカ諸国について、次のように述べていた——民族、人種、宗教上の同質性を基に建国を追求していたら、今なお血みどろの戦いを繰り返していた…「その代わりに、我々はそうやって引き継いだ境界線を受入れることに同意したのです。その上でなお、アフリカ大陸での政治的、経済的、そして法的な一体性を追求し続けていく決意です。それは、危険な郷愁の想いで過去にいつまでもとられるのではなく、それ以上に、私たちの多くの民族も人びとも誰もいまだかつて経験し



たことのないような偉業を達成するのだと、前を向くことを選んだのです」<sup>19)</sup>。

このことばは、国境が人為的に画定されたラテンアメリカ地域にも大きく深い意味合いをもつ。違いを前提とする多元主義と平等を前提とする民主主義のはざまにあって、ラテンアメリカにおける法多元主義もまた、両者の原理的対立ではなく、原理的和解を説く可能性を含んでいるはずである。その意味において、ラテンアメリカの法多元主義は、その地に住まう人びとを、いったんは「櫛の歯」のように等しくするものでなければならない。

〔謝辞〕

本稿執筆にあたっては、2019年度関西大学研究拠点形成支援経費「法の支配と法多元主義」（研究代表者・西澤希久男）の助成を受けた。記して、お礼を申し上げたい。

---

19) 演説全文はケニア共和国国連代表部のHPで確認できる ([https://www.un.int/kenya/sites/www.un.int/files/Kenya/kenya\\_statement\\_during\\_urgent\\_meeting\\_on\\_on\\_ukraine\\_21\\_february\\_2022\\_at\\_2100.pdf](https://www.un.int/kenya/sites/www.un.int/files/Kenya/kenya_statement_during_urgent_meeting_on_on_ukraine_21_february_2022_at_2100.pdf)) [2022年3月26日閲覧]。

